

第2号研修の取扱いの改正について

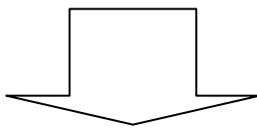
平成27年3月27日付けの厚生労働省社会・援護局長通知で、第2号研修の取扱いが改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

これまでの制度

平成24年度から実施されている、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に基づく介護職員等の喀痰吸引等研修事業のうち第2号研修については、

- 口腔内の喀痰吸引
- 鼻腔内の喀痰吸引
- 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 の実地研修を3つあわせて履修する必要がありました。

気管カニューレ内部の喀痰吸引と経鼻経管栄養については、第1号研修で5行為すべての実地研修ができれば履修できませんでした。



平成27年度からの制度

平成27年度からは、

- 口腔内の喀痰吸引
- 鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養 の実地研修を個別に履修できるようになりました。

例えば、

- ・「口腔内の喀痰吸引だけ」「口腔内の喀痰吸引と鼻腔内の喀痰吸引」といったように、5つの行為のうち必要なものだけ実地研修を履修することができます。
- ・これまでは第1号研修でなければ履修できなかった気管カニューレ内部の喀痰吸引と経鼻経管栄養についても同様で、「口腔内の喀痰吸引と気管カニューレ内部の喀痰吸引」や「経鼻経管栄養だけ」といった実地研修を行うことができます。
- ・これまでに第2号研修を修了して3行為の認定を受けている方も、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引と経鼻経管栄養の実地研修を個別に履修することができます。この場合、基本研修の再履修は必要ありません。